

訪問看護重要事項説明書

1. 事業の目的

訪問看護は、訪問看護師が主治医の指示のもとで利用者の療養上の世話、病状観察、リハビリテーション、医療器機の管理等のサービスを提供します。

サービスの利用については利用者の意思を尊重し、訪問看護計画を作成致します。

また主治医、介護支援専門員、行政と連携しながらサービスの提供を致します。

2. 事業所の概要

事業所名	(株) 佐瀬トータルケアセンター アネシス訪問看護ステーション
所 在 地	〒302-0105 茨城県守谷市薬師台 2-16-3
連 絡 先	電 話 0297-21-1525
事業者指定番号	0862490042
管 理 者	田中 綾香
サービスを 提供する地域	守谷市・取手市・常総市・つくばみらい市・坂東市

3. 事業所の職員体制

管理者 1名（看護師）、訪問看護師数名、事務職員を置く。

必要に応じて他職種を配置する。

4. 営業日及び営業時間

月曜日から土曜日 8:30～17:30

※日曜日・祭日（12月30日～1月3日含む）は休業

休日、祭日、夜間などにおける緊急時は080-5417-1525に於いて電話相談による対応となります。

5. 利用料金

① 介護保険による利用の場合

- 訪問看護の利用者負担金はサービス料金の1割または2割または3割です。
- 「居宅サービス計画」を作成しないで、訪問看護を利用する場合は「償還払い」となります。
- その場合事業所発行の領収書を利用者に交付し、後日市町村へ請求する方法について説明します。
- 交通費 介護保険利用の場合はいただきません。

② 医療保険による利用の場合

- 訪問看護の利用負担金は、加入する保険による自己負担割合となります。
- 医療処置等により加算料金を頂く事があります。その場合別紙書面にて説明致します。
- 交通費 1km 50円 頂きます。

③ 利用料金の支払方法

現金払い（訪問時請求書お持ち致します）

6. 解約料金

利用者の都合によりサービスを中止にする場合、連絡時期により解約料金を申し受ける事があります。

時 期	解 約 料
サービス利用日の前日まで	無 料
サービス利用日の当日	1割自己負担分

ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない場合は解約料は不要です。

7. 事故発生時の対応

- ・ 訪問看護の提供により利用者に事故が発生した場合は、利用者の家族に連絡するとともに管理者、市町村、居宅介護支援事業所に報告し、適切な処置を実施します。
- ・ 訪問看護提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償の手続きを実施します。また、事故が生じた際はその原因を究明し再発防止の対策を講じます。

8. 虐待防止のための措置

事業所は利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、虐待防止を普及・啓発するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- (2) 当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 事業所は次の通り虐待防止責任者を定めます。 虐待防止責任者： 管理者 田中 綾香

9. 身体的拘束等の適正化のための措置

事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、以下の対策を講じます。

- (1) 身体的拘束を行う場合には、主治医及び他機関と連携を図り、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備いたします。
- (3) 身体的拘束などの適正化のための委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対して身体的拘束等の適正化のための研修等を定期的に実施します。

10. ハラスメントの防止

事業所は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為

③ 性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、ハラスメント防止委員会により、再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解約等の措置を講じます。

1.1 感染症対策について

事業所において感染症の発生、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備いたします。
- (3) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (4) 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1.2. 事業継続に向けた取り組みについて

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.3. 契約・サービスの終了

次の何れかの事由が発生した場合は、契約・サービスは終了するものとします。

①利用者の場合

引越し等

②利用者の状態に変化があった場合

- ・ 利用者が病院、施設等に入院、入所なさった場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

③事業所からの申し出による

利用者及び家族の著しい不信行為によりサービス継続が困難になった場合はその理由を記載した文書を利用者に提出することにより終了とします。

14. 相談窓口・苦情窓口

サービスに関する相談、苦情については、次の窓口で対応いたします。

株佐瀬トータルケアセンター 管理者 田中 紗香 (電話) 0297-21-1525

○守谷市役所 介護福祉課

所在地 守谷市大柏 950-1 TEL0297-45-1111 FAX0297-45-6527

○常総市役所 幸せ長寿課

所在地 常総市水海道諫訪町 3222-3 TEL0297-23-2913

○つくばみらい市役所 介護福祉課

所在地 つくばみらい市福田 195 TEL0297-58-2111 FAX0297-58-5811

○坂東市役所 介護福祉課

所在地 坂東市岩井 4365 TEL0297-21-2193 FAX0297-35-8501

○取手市役所 高齢福祉課

所在地 取手市寺田 5139 TEL0297-74-2141 FAX0297-74-6600

○茨城県国民健康保険団体連合会

茨城県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険苦情相談室

所在地 水戸市笠原町 978-26 市町村会館 3 階 TEL029-301-1565 FAX029-301-1579

15. 情報開示

利用者の求めに応じてサービス提供記録の開示の実施が可能です

16. 第三者評価の実施状況

第三者による評価 の実施状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

令和 年 月 日

利用者氏名 印

代理人氏名 印